

### 全国瞬時警報システム（Jアラート）の 全国一斉情報伝達試験について

国（内閣官房・消防庁）による、全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験を 12月4日（水）午前11時から行います。

これにより、町内一斉に防災行政無線および戸別受信機から試験放送が流れますので、ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

全国瞬時警報システムとは、弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信します。受信した町の防災行政無線が自動起動することにより、国から緊急情報を町民に瞬時に伝達するシステムです。

問合せ 生活環境課（内線 241・246）

### スクエアダンス体験会【無料】

「百聞は一見にしかず！」まずは一回、お試しあれ!!

日時 12月1日（日） 13:15～14:15  
場所 ワークプラザ勝田・軽運動室  
（ひたちなか市勤労者総合福祉センター）  
主催 茨城県スクエアダンス連絡協議会 他  
問合せ 普及委員会 野口 ☎ 090-1998-7288  
☎ 275-5486

### 国保・医療・介護なんでも電話相談室

日時 11月30日（土） 9:30～12:30  
受付電話番号 ☎ 228-0600  
☎ 228-0602  
回答者 ケアマネージャー、ケースワーカー、医療・福祉団体のスタッフ  
相談料 無料  
相談内容 医療や介護サービスの利用で困っていること、費用や保険料負担で困っていること、負担軽減策など  
問合せ 茨城県社会保障推進協議会 ☎ 228-0600

### 2019年度消防設備士試験について

試験種類	区分	試験日	試験地	予定試験会場	受験願書受付期間
甲種 特類 第1類 ～ 第5類	後期	2020年 3月1日（日）	水戸市	茨城大学	書面申請 12月5日（木） ～12月16日（月） 電子申請 12月2日（月） ～12月13日（金）
乙種 第1類 ～ 第7類					

受験願書申請先 一般財団法人 消防試験研究センター茨城県支部

受験申請方法 持参又は郵送もしくは電子申請

受験願書等の設置場所 茨城県内の市町村消防本部  
茨城県防災・危機管理部消防安全課  
一般財団法人 消防試験研究センター 茨城県支部

問合せ 一般財団法人 消防試験研究センター茨城県支部  
☎ 301-1150

電子申請に関する問合せ 一般財団法人 消防試験研究センター 電子申請室  
☎ 0570-07-1000（有料）

### 茨城県最低賃金改定

- 茨城県最低賃金は令和元年 10月1日（火）から「時間額 849円」になりました。  
問合せ 茨城労働局賃金室 ☎ 224-6216
- 最低賃金引上げに向けた支援策については  
①ワン・ストップ無料相談窓口  
相談窓口 茨城働き方改革推進支援センター  
☎ 0120-971-728  
②業務改善助成金  
問合せ 上記センター又は茨城労働局雇用環境・均等室  
☎ 277-8294  
③キャリアアップ助成金  
問合せ 茨城労働局職業対策課 ☎ 224-6219

### 11月は労働保険適用促進強化期間です。

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

労働保険とはこんな制度です。

労働保険は、労働者災害補償保険（通称・労災保険）と雇用保険を総称したもので、労働者とその家族、ひいては事業主を守るための制度です。

労災保険とはこんな制度です。

労働基準法の災害補償の規定に基づく使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害による労働者の負傷・疾病・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者や遺族を援護するものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とはこんな制度です。

労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。

また、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に労働者を休業させたり、教育訓練を受けさせたりした事業主等に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。

労働者を一人でも使用する事業主は、労災保険の加入が義務づけられています。パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務づけられています。

なお、保険制度の詳細および加入手続きについては、茨城労働局総務部労働保険徴収室（☎ 224-6213）、水戸労働基準監督署（☎ 226-2237）、または、ハローワーク（公共職業安定所）（☎ 231-6221）へお尋ねください。